

平成16年度

病院運営実態分析調査要領

調査時期 平成16年6月

提出期限 平成16年8月10日

社団法人 日本病院会

目次

	ページ
I 調査の概要	1
II 調査票の記入・作成要領	
1. 一般的事項	3
2. 各調査事項の記入要領	
調査票 1	
【1】病院名・所在地・記入担当者等	4
【2】開設者	4
【3】病院の種類	4
調査票 2	
【4】救急医療の状況	7
【5】臨床研修指定及び医師数	7
【6】特定療養費	7
【7】外部委託実施状況	7
【8】標榜診療科名	8
調査票 3	
【9】病床数	9
【10】6月中の患者数等	9
調査票 4	
【11】6月中の人間ドック数	12
【12】15年度間死亡数及び剖検数	12
【13】6月中の紹介率	12
【14】部屋数	12
調査票 5	
【15】入院基本料等の状況	13
調査票 6	
【16】夜間の看護単位数及び病棟看護師の勤務体制	16
【17】設備状況	16
調査票 7	
【18】加算の状況	16
調査票 8	
【19】在宅医療実施状況	17
【20】主な医療機器の保有状況	17

調査票 9

【21】 院内システムの導入状況	17
【22】 診療録管理体制	17
【23】 6月中の他の医療機関等への患者紹介・転送の状況	17
【24】 6月中の他の医療機関等への診療情報提供状況	17
【25】 病院広告・広報の実施状況	17

調査票 10

【26】 6月30日現在職員数	18
-----------------	----

調査票 11

【27】 看護部門の職員の再掲	22
【28】 6月分の給与額	22

調査票 12

【29】 6月分の費用額	24
【30】 6月30日現在の平成16年度ベースアップ実施の状況	29

調査票 13

【31】 6月分の収益額	30
--------------	----

調査票 14

【32】 6月中の検査・画像診断・処方せん・食事・手術の収入額・件数等	34
【33】 有形固定資産額（平成15年度末現在）	35
【34】 施設の面積・駐車場台数・建物延面積	35

調査票 15

【35】 6月中（30日間）の診療科別延医師数（入院＋外来）	37
【36】 6月中の入院延患者数	38
【37】 6月中の入院診療収入額	38

調査票 16

【38】 6月中の外来延患者数	40
【39】 6月中の外来診療収入額	40
【40】 6月中の外来の院外処方せん発行状況	42

病院運営実態分析調査要領

I 調査の概要

1. 調査の目的

病院の運営にかかる実態を把握し、病院運営管理の改善のための資料を得るとともに、診療報酬体系の改善のための資料を得ることを目的とします。

2. 調査の対象

社団法人日本病院会に加入する病院並びに全国公私病院連盟に加盟する団体に所属する病院及び本調査に協力する全ての病院を対象とします。

3. 調査の時期

平成16年6月30日現在とし、収益、費用、職員の給与等は主として6月の1カ月分の実績によることとします。また、有形固定資産額等は平成15年度末現在によることとします。

4. 調査票及び調査事項

この調査の調査票は、「病院運営実態分析調査票1～16」（以下「調査票」という。）の16枚です。調査事項は以下のとおりです。

- 調査票 1 (病院名等・開設者・病院の種類)
- 〃 2 (救急・臨床研修・特定療養費・委託・標榜)
- 〃 3 (病床数・患者数)
- 〃 4 (人間ドック・死亡数・紹介率・部屋数)
- 〃 5 (入院基本料等)
- 〃 6 (看護・設備)
- 〃 7 (加算等)
- 〃 8 (在宅・医療機器)
- 〃 9 (院内システム・診療録体制・患者紹介・情報提供・広報)
- 〃 10 (職員数)
- 〃 11 (看護職員数・給与)
- 〃 12 (費用・ベースアップ)
- 〃 13 (収益)
- 〃 14 (業務量等・有形固定資産・敷地面積)
- 〃 15 (延医師数・入院延患者数・入院収入)
- 〃 16 (外来延患者数・外来収入・院外処方せん)

5. 調査団体及び調査の方法

- (1) 社団法人日本病院会と全国公私病院連盟が共同で調査を行います。

(2) 社団法人日本病院会に加入している病院に対しては社団法人日本病院会より、全国公私病院連盟に加盟する団体に所属している病院に対しては所属する団体より、それぞれ調査要領及び調査票を送付します。

(3) 調査票は病院管理者の責任のもとに作成し、その記入内容を十分審査した上で、提出期限までに調査票が送付された団体へ返送してください。

6. 調査票の提出期限

調査票の提出期限は平成 16 年 8 月 10 日までとします。

7. 集計及び結果の公表

(1) 調査票の内容審査は提出を受けた団体が実施します。

(2) 集計は外部委託によるコンピュータ処理にて行います。

(3) 結果の公表は「病院概況調査報告書」「病院経営実態調査報告」「病院経営分析調査報告」を作成し公表します。

(4) 調査にご協力いただいた病院の名前が公表されるようなことはありません。

Ⅱ 調査票の記入・作成要領

1. 一般的事項

- (1) 「病院コード」は調査票の提出を受けた各団体において記入しますので、病院では記入しないでください。
- (2) 「所属団体名」は調査票の提出を受けた各団体において記入しますので、病院では記入しないでください。
- (3) 調査票の記入は該当する事項の数字に○を付けるか、病床数・患者数・金額等の数値を記入する方法です。
- (4) 数字を記入する場合は、全て右詰めで記入してください。
- (5) 数字を記入する欄は項目ごとに予想される最大の桁数で区切ってあります。枠内に正確に記入してください。
- (6) 職員数などで小数点以下の記入がある場合、小数点第2位を四捨五入して、1位までを記入します。小数点以下の欄が「0」になった場合は、必ず「0」を記入してください。
(例) 0.5、12.5、6.0 と記入する場合

0.5

12.5

6.0

625.5 と記入する場合

625.5

- (7) 数字を訂正する場合は、誤記を横線 2 本で消し、その上に正しい数字を記入してください。なお、訂正の場合は、一字訂正はしないでください。
(例)

34129

34025

- (8) 数字を記入する欄において該当がないときは空欄とし、「0」「0.0」「-」等を記入しないでください。
- (9) 金額を記入する欄で、該当はあるが計上単位に満たないときは「0」と記入してください。
- (10) 計上単位が千円の場合は、千円未満を四捨五入のうえ計上してください。
- (11) 数字は明瞭に記入してください。特に「4 と 6」、「3 と 8」、「7 と 9」、「0 と 6」等に注意してください。
- (12) 2 以上の病院を経営する団体に所属し、これらを合わせて最終的な経理を行っているような病院では、統括機関と十分に連絡をとり、当該病院分の本部費等経費、補助金等の収益が適確に捉えられるように努めてください。特に有形固定資産が病院資産でなく本部（団体）等の資産となっている場合は、本部（団体）に当該病院の有形固定資産分を確認のうえ計上してください。
- (13) 調査票は 1 部送付しますが、各所属団体への提出は原本とし、コピーを病院の控えとして保管してください。（コピーは調査票と紙質が違うため、諸作業に支障がありますので、必ず原本を送付してください。）

2. 各調査事項の記入要領

病院コード

病院コードは集計する際に調査票の提出を受けた団体で記入しますので、病院では記入しないでください。

調査票 1

【1】 病院名・住所・記入担当者等

(1) 病院名

病院名は医療法に基づいて許可を受けた正式名称を記入してください。

(2) 所在地

病院の所在地を都道府県名から市区町村名、番地等まで正確に記入してください。

(3) 記入担当者

調査票を記入した担当者又は取りまとめ責任者の所属（部・課等）、役職、氏名を記入してください。（調査票に記入漏れ等がある場合には記入担当者に照会します。）

(4) 電話番号

病院の代表電話番号を記入してください。

(5) F A X 番号

病院の代表 F A X 番号を記入してください。

(6) 病院の所在地

病院の所在する都道府県を選んで数字に○を付けてください。

【2】 開設者

該当する開設者を1つ選んで数字に○を付けてください。

【3】 病院の種類

(1) 病院の種類

該当する病院の種類を 1つ選んで 数字に○を付けてください。

1. 一般病院

以下の「精神病院」「結核病院」「特定機能病院」に当てはまらない病院は「一般病院」としてください。

2. 精神病院 3. 結核病院

この調査では「精神病院」又は「結核病院」とは、精神病床又は結核病床が、病

床総数の80%以上を占める病院とします。それぞれの病床が80%に満たない病院は「一般病院」としてください。

4. 特定機能病院

医療法第4条の2第1項の規定により「特定機能病院」として承認を受けている病院です。

(2) 病院の種類（再掲）

該当する病院の種類を選んで数字に○を付けてください。（複数回答可）

1. 地域医療支援病院

医療法第4条第1項の規定により「地域医療支援病院」として承認を受けている病院です。

2. 専門病院

主として悪性腫瘍、循環器疾患等の患者を入院させる保険医療機関であって、高度かつ専門的な医療を行っているものとして地方社会保険事務局長に「専門病院」として届け出ている病院です。

3. 医療保険適用の療養病棟を有する病院

「療養病棟」のうち診療報酬で定められた入院基本料を算定する療養病棟を有する病院のことをいいます。

4. 介護保険適用の療養病棟を有する病院

「療養病棟」のうち介護報酬で定められた介護療養施設サービス費を算定する療養病棟を有する病院のことをいいます。

5. 療養病棟のみの病院

「療養病棟」のみを有する病院のことをいいます。

6. 療養病棟とそれ以外の病棟を有する病院

「療養病棟」と「療養病棟以外の病棟」を有する病院のことをいいます。

7. 臨床研修指定病院

「臨床研修指定病院」として厚生労働大臣の指定を受けている病院及び医育機関をいいます。

8. 開放型病院

厚生労働大臣が定めた開放利用に係る施設基準に適合しているものとして都道府県知事に「開放型病院」として届け出ている病院をいいます。

9. 介護老人保健施設併設

介護保険法による「介護老人保健施設」を併設している病院のことをいいます。

10. 人間ドック併設 11. 障害者施設併設 12. 介護福祉施設併設 13. 指定訪問介護事業所併設 14. 在宅介護支援センター併設

各々の施設を併設している病院をいいます。

(3) 病院の種類（再掲）

病院の診療機能が特定の機能を中心としている場合には、該当する病院の種類を1つ選んで数字に○を付けてください。また、××眼科病院などの場合で、眼科を主として診療している病院は「7. 主に眼科系」に○を付けてください。

調査票 2

【4】救急医療の状況

救急告示

救急病院の告示を受けているか否かについて、該当する一方を選んで数字に○を付けてください。

救急体制・救急専用病床数

告示に関係なく、病院でとっている救急体制について該当する体制を 1 つ選んで数字に○を付けてください。ただし、救急体制については一番高次の体制を 1 つ選択してください。また、救急専用病床数を記入してください。

【5】臨床研修指定及び医師数

厚生労働省による指定の有無について、該当する一方を選んで数字に○を付けてください。また、研修指定を受けている場合は研修指定の形態について該当する一方を選んで数字に○を付けてください。なお、研修医師数は研修指定の有無に関わらず、6 月 30 日現在の研修医師数を記入してください。

【6】特定療養費

200 床以上の病院が徴収することができる初診及び再診の特定療養費で、病院が定める 1 人 1 回当たり徴収額を消費税込みの金額で記入してください。なお、特定療養費の総収入額ではありませんので注意してください。

【7】外部委託実施状況

外部に委託している各業務について、「全部委託」「一部委託」の別を選んで数字に○を付けてください。また、業務を委託していない場合または該当する委託の部門（種類）がない場合は、「委託していない」に必ず○を付けてください。

- (1) 「患者食事」は、患者への食事業務を委託している場合です。
- (2) 「滅菌」は、滅菌業務を委託している場合です。
- (3) 「保守点検（医療機器）」は、保守点検（医療機器）業務を委託している場合です。
- (4) 「清掃」は、清掃業務を委託している場合です。
- (5) 「感染性廃棄物処理」は、感染性廃棄物処理を委託している場合です。
- (6) 「検査」は、検査業務を委託している場合です。
- (7) 「医療事務」は、医療事務を委託している場合です。
- (8) 「管理委託」は、病院の経営・運営を開設者と異なる団体・法人等に委託している場合です。
- (9) 「物品管理（SPD）」は、薬剤、診療材料などの物品を一元的に管理・搬送するシステムを導入し、これを委託している場合です。
- (10) 「診療録管理」は、診療録管理を委託している場合です。

- (11)「寝具類洗濯」は、病衣を除く寝具類の洗濯又は賃貸を委託している場合で、職員被服の洗濯を寝具類の洗濯と包括している場合と洗濯のみを外注した場合も含むこととします。
- (12)「病衣洗濯」は、病衣の洗濯・賃貸を委託している場合です。
- (13)「歯科技工」は、歯科技工業務を委託している場合です。

【8】標榜診療科名

病院で標榜している診療科名を選んで数字に○を付けてください。ただし、麻酔科については、医療法第70条第1項第3号の規定によって麻酔科標榜の許可を受けている医師のいる病院に限ります。

調査票 3

【9】病床数

許可病床数

医療法の規定に基づき使用許可を得ている病床数を病床の種類別に記入してください。なお、感染症病床等の委託病床も含めてください。

実働可能病床数

6月30日現在実働可能な病床数を記入してください。なお、実働可能病床数は原則として許可病床数と同じか少なくなります。

緩和ケア病床（再掲）

施設で定めた緩和ケア専用病床数を再掲してください。

【10】6月中の患者数等

ここに計上する入院患者数・外来患者数は、医療法施行規則第13条第1項に基づき所轄の保健所長を経て厚生労働大臣に提出される6月分の「病院報告」に計上された患者数などを参考の上、当調査票上の区分により計上してください。ただし、人間ドックは含めないでください。

— 入院患者数 —

(1) 「月末在院患者数」

「月末在院患者数」は、6月30日24時現在の在院患者数をいいます。

なお、療養型介護療養施設サービス、痴呆疾患型介護療養施設サービスの対象となる者については、6月30日24時現在の利用者数（短期入所療養介護を含む）を計上してください。また、介護療養施設サービス対象者は再掲してください。

(2) 「新入院患者数」

(3) 「退院患者数」

6月1日から30日までの毎日の新入院患者数又は退院患者数をそれぞれ合計した数をいい、入院してその日のうちに退院した場合も入院、退院にそれぞれ含みます。

なお、療養型介護療養施設サービス、痴呆疾患型介護療養施設サービスの対象となる者については、6月1日から30日までの毎日の利用者数（短期入所療養介護を含む）を新入院患者・退院患者の欄に計上してください。また、介護療養施設サービス対象者は再掲してください。

(4) 「在院延患者数」

「在院延患者数」は、毎日24時現在の在院患者数を6月1日から30日までの1カ月間について合計した数をいい、外泊中の患者は在院患者に含めますが、入院してその日のうちに退院した患者は含めません。

なお、療養型介護療養施設サービス、痴呆疾患型介護療養施設サービスの対象となる者については、毎日24時現在の在院数を6月1日から30日までの1カ月間について合計した利用者数（短期入所療養介護を含む）を計上してください。また、介護療養施設サービス対象者は再掲してください。

(5) 平均在院日数

平均在院日数は以下の式により算出してください。なお、老人病棟等で新入院患者数並びに退院患者数が「0」の場合は、平均在院日数の欄は空欄としてください。

平均在院日数算出式

$$\frac{\text{6月中の在院延患者数}}{\text{(6月中の新入院患者数+6月中の退院患者数)} \div 2}$$

ただし、療養病床については、以下の式により算出してください。

$$\frac{\text{6月中の在院延患者数}}{\text{(6月中の新入院患者数+6月中に同一医療機関内の他の病床から移された患者数+6月中の退院患者数+6月中に同一医療機関内の他の病床に移された患者数)} \div 2}$$

(6) 入院延患者数

(3) 退院患者数と(4) 在院延患者数を合計して算出してください。入院延患者数の合計は【36】6月中の入院延患者数の合計と概ね一致します。なお、【36】6月中の入院延患者数の合計には介護保険に係る利用者数が含まれませんので、介護保険にかかる利用者がある場合は、その分だけ(6) 入院延患者数の合計の方が多くなります。

— 外来患者数 —

(7) 6月中の外来延患者数

6月中の外来患者の延数を「①新来患者数」と「②再来患者数」に分けて計上してください。往診患者も新往診患者は「新来患者数」に、再往診患者は「再来患者数」に計上してください。

なお、「③居宅サービス利用者数」には、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等（短期入所療養介護を除く）の対象となる者の6月1日から30日までの1カ月間の延利用者数を計上してください。

(8) 6 月中の外来診療実日数

外来診療を行っている 6 月中の診療実日数を記入してください。一部の診療科のみ診療を行っている場合も 1 日として計算してください。

(9) 15 年度間延患者数

平成 15 年度 1 カ年間の延患者数を在院・外来別に計上してください。

なお、療養型介護療養施設サービス、痴呆疾患型介護療養施設サービスの対象となる者についても延利用者数（短期入所療養介護を含む）を在院延患者に含めて計上してください。

また、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等（短期入所療養介護を除く）の対象となる延利用者数も外来延患者数に含めて計上してください。

(10) 6 月中の老人延患者数（再掲）

6 月中の在院延患者数及び外来延患者数のうち老人延患者数を再掲してください。老人とは、老人医療の対象者（70 歳以上及び 65 歳以上 70 歳未満の寝たきり等の状態にある者）と介護保険の第 1 号被保険者（65 歳以上の要介護者、要支援者）とします。

なお、療養型介護療養施設サービス、痴呆疾患型介護療養施設サービスの対象となる者についても、毎日 24 時現在の在院数を 6 月 1 日から 30 日までの 1 カ月について合計した利用者数（短期入所療養介護を含む）を在院延患者数に含めて計上してください。

また、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等（短期入所療養介護を除く）の対象となる者についても、6 月 1 日から 30 日までの 1 カ月間の延利用者数を外来延患者数に含めて計上してください。

(11) 6 月中の救急患者数（再掲）

救急車等で搬送されてきた救急患者と時間外・休日又は深夜の救急医療を受けた患者数を計上してください。そのうち「入院患者数」「救急専用の自動車来院した患者数」「時間外・休日又は深夜に来院した患者数」「うち 6 歳未満の患者数」を再掲してください。なお、ここでは、救急告示の有無には関わりなく記入してください。

調査票 4

【11】6月中の人間ドック数

(1) 6月中の人間ドック数(延数)

6月中の人間ドック数を在院患者数、外来患者数と同じ方法で在院延数、外来延数に計上してください。(例)1日ドックなどの場合で、その日のうちに帰宅した場合は外来数を1人として計上し、1泊2日ドックを受けた場合は、在院数を1人、2泊3日ドックを受けた場合は、在院数を2人として数えてください。

(2) 6月中の人間ドック数(単位当たり)

ここでは、1人が1泊2日ドックを受けた場合も1人、1人が2泊3日ドックを受けた場合も1人、2泊3日以上ドックを受けた場合も1人と数えてください。なお、1日ドックには半日ドックを含みます。また、【31】にそれぞれに対応する収入額を記入する欄があります。

【12】15年度間死亡数及び剖検数

平成15年度中に院内で死亡した患者数及びその解剖件数を記入してください。

【13】6月中の紹介率

紹介率を記入してください。紹介率の算出方法は以下の式を参照して算出してください。小数点以下は四捨五入して第1位まで計上してください。

一般病院(地域医療支援病院以外の病院)

$$\frac{\text{文書により紹介された患者の数} + \text{救急用の自動車で搬送された患者の数}}{\text{初診患者の数} - \text{時間外、休日又は深夜に受診した6歳未満の小児患者数}} \times 100$$

地域医療支援病院

$$\frac{\text{文書により紹介された患者の数} + \text{緊急的に入院し、治療を必要とした救急患者の数}}{\text{初診患者の数} - \text{当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した救急患者の数(緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く)}} \times 100$$

【14】部屋数

医療法の規定に基づき許可を得た病室数(倉庫等に転用している部屋を除く)の総数を計上し、部屋の規模別に部屋数を再掲してください。

なお、病床数ではありませんので、注意してください。

調査票 5

【15】入院基本料等の状況

一般・療養・精神・結核・専門病院・障害者施設等の各病棟等について、算定している入院基本料等を選んで数字に○を付けてください。入院基本料等については、下記の入院基本料等一覧を参考にして正確に○を付けてください。

また、選択している看護補助加算について記入してください。

なお、特定入院料、小児科外来診療料などの包括診療行為を算定している場合は、算定している行為を選んで数字に○を付けてください。

入院基本料等一覧

(1) 一般病棟

I 群 (平均在院日数 28 日以内)	算定基準		選択可能な看護補助加算
	看護配置	平均在院日数	
一般病棟入院基本料 1	2 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)	21 日以内	
一般病棟入院基本料 2	2.5 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)	26 日以内	10:1、15:1、
一般病棟入院基本料 3	3 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		6:1、10:1、15:1
一般病棟入院基本料 4	3.5 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		5:1、6:1、10:1、15:1
一般病棟入院基本料 5	4 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1
II 群 (平均在院日数 29 日以上)	算定基準		選択可能な看護補助加算
	看護配置	平均在院日数	
一般病棟入院基本料 3	3 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)	60 日以内	6:1、10:1、15:1
一般病棟入院基本料 4	3.5 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)	90 日以内	5:1、6:1、10:1、15:1
一般病棟入院基本料 5	4 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1

(2) 療養病棟 (医療型)

	算定基準	
	看護配置	看護補助配置
療養病棟入院基本料 1	5 : 1 以上 (看護師比率 20% 以上)	4:1 以上
療養病棟入院基本料 2	5 : 1 以上 (看護師比率 20% 以上)	5:1 以上

(3) 療養病棟 (介護型)

療養型・痴呆疾患型

療養型	算定基準	
	看護職員	介護職員
療養型介護療養施設サービス費 療養型 (I)	6 : 1	4 : 1
療養型介護療養施設サービス費 療養型 (II)	6 : 1	5 : 1
療養型介護療養施設サービス費 療養型 (III)	6 : 1	6 : 1

痴呆疾患型	算定基準	
	看護職員	看護職員
痴呆疾患型介護療養施設サービス費 痴呆疾患型 (Ⅰ)	6 : 1	4 : 1
痴呆疾患型介護療養施設サービス費 痴呆疾患型 (Ⅱ)	6 : 1	5 : 1
痴呆疾患型介護療養施設サービス費 痴呆疾患型 (Ⅲ)	6 : 1	6 : 1

(4) 精神病棟

	算定基準		選択可能な看護補助加算
	看護配置	平均在院日数	
精神病棟入院基本料 1	2 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)	25 日以内	
精神病棟入院基本料 2	2.5 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)	28 日以内	10:1、15:1、
精神病棟入院基本料 3	3 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		6:1、10:1、15:1
精神病棟入院基本料 4	3.5 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		5:1、6:1、10:1、15:1
精神病棟入院基本料 5	4 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1
精神病棟入院基本料 6	5 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1
精神病棟入院基本料 7	6 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1

(5) 結核病棟

	算定基準		選択可能な看護補助加算
	看護配置	平均在院日数	
結核病棟入院基本料 1	2 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)	25 日以内	
結核病棟入院基本料 2	2.5 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)	28 日以内	10:1、15:1、
結核病棟入院基本料 3	3 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		6:1、10:1、15:1
結核病棟入院基本料 4	3.5 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		5:1、6:1、10:1、15:1
結核病棟入院基本料 5	4 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1
結核病棟入院基本料 6	5 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1
結核病棟入院基本料 7	6 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1

(6) 専門病院

	算定基準		選択可能な看護補助加算
	看護配置	平均在院日数	
専門病院入院基本料 1	2 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)	33 日以内	
専門病院入院基本料 2	2.5 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)	36 日以内	10:1、15:1、

(7) 障害者施設等

	算定基準		選択可能な看護補助加算
	看護配置	平均在院日数	
障害者施設棟入院基本料 1	2 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)		
障害者施設棟入院基本料 2	2.5 : 1 以上 (看護師比率 70% 以上)		10:1、15:1、
障害者施設棟入院基本料 3	3 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		6:1、10:1、15:1
障害者施設棟入院基本料 4	3.5 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		5:1、6:1、10:1、15:1
障害者施設棟入院基本料 5	4 : 1 以上 (看護師比率 40% 以上)		4:1、5:1、6:1、10:1、15:1

特定機能病院

I 群 (平均在院日数 28 日以内)	算定基準		選択可能な看護補助加算
	看護配置		
特定機能病院入院基本料 1	2 : 1 以上 (看護師比率 70%以上)		
特定機能病院入院基本料 2	2.5 : 1 以上(看護師比率 70%以上)		10:1、15:1、
II 群 (平均在院日数 29 日以上)	算定基準		選択可能な看護補助加算
	看護配置	平均在院日数	
特定機能病院入院基本料 1	2 : 1 以上 (看護師比率 70%以上)	33 日以内	
特定機能病院入院基本料 2	2.5 : 1 以上(看護師比率 70%以上)	36 日以内	10:1、15:1、
特定機能病院入院基本料 3	3 : 1 以上 (看護師比率 70%以上)		6:1、10:1、15:1

調査票 6

【16】夜間の看護単位数及び病棟看護師の勤務体制

調査日現在構成している「夜間」における看護単位数を、病棟別（一般病棟・療養病棟・精神病棟・結核病棟）及び勤務体制別に記入し、必ず合計も記入してください。この場合、「昼間」の看護単位数を計上しないように注意してください。

また、3 交替、変則 3 交替の場合は準夜、深夜の配置人員別に看護単位数を再掲してください。

(例) 3 交替勤務をとっている看護単位が 5 単位、準夜は 2 人配置が 5 単位、深夜は 1 人配置が 2 単位、2 人配置が 3 単位の場合

合 計	3 交替				3 交替の再掲							
	3 交 替	変 則 3 交 替	2 交 替	そ の 他	準 夜			深 夜				
					1 人	2 人	3 人 以上	1 人	2 人	3 人 以上		
5	5							5		2	3	

【17】設備状況

それぞれの項目について、病床数又は設置台数を記入してください。なお、施設基準等の取得の有無に関わり無く、病院で設定している病床、台数について計上してください。

調査票 7

【18】加算等の状況

ここでいう加算は、社会保険診療報酬点数表に上げられている加算をいいます。算定している加算を選んで数字に○を付けてください。また、徴収している特定療養費の該当する数字に○を付けてください。

調査票 8

【19】在宅医療実施状況

ここでいう在宅医療とは、社会保険診療報酬点数表に上げられている在宅医療をいいます。算定している在宅医療料を選んで数字に○を付けてください。

【20】主な医療機器の保有状況

病院で保有している医療機器について、保有している機器を選んで数字に○を付けてください。

調査票 9

【21】院内システムの導入状況

総合システム（電子カルテシステム・オーダーリングシステム）について、現在の状況で該当する状況を選んで数字に○を付けてください。また、電子カルテシステム・オーダーリングシステムの導入の有無に関わらず、各部門システムについて、各業務システムをコンピュータ化している場合は、該当する番号に○を付けてください。

【22】診療録管理体制

診療録管理体制について、該当する体制を選んで数字に○を付けてください。

【23】6月中の他の医療機関等への患者紹介・転送の状況

他の医療機関への患者紹介・転送の状況について、情報の提供、情報伝達方法の別に該当する項目を選んで数字に○を付けてください。なお、紹介患者加算の算定とは関係なく、該当する番号を選んで○を付けてください。

【24】6月中の他の医療機関等への診療情報提供状況

他の医療機関等への診療情報提供状況について、6月中の提供件数を記入してください。

【25】病院広告・広報の実施状況

病院において実施している広告媒体・広報内容の状況について、該当する項目を選んで数字に○を付けてください。

【26】6月30日現在職員数

6月30日現在の全職員を「部門別」及び「常勤」、「非常勤」別に計上してください。ここに計上される職員数は、6月30日現在の在籍者ですので、病気、産休等の長期欠勤者は含めますが、休職者は除外してください。育児休業者、介護休業者は休職者として除外して下さい。

また、各業務について外部に委託し、そこから派遣された職員（委託職員）がいる場合（病院は委託先に委託費を支払い、病院からは直接給与を支給していない場合）は、以下の非常勤職員の換算例を参考にして委託職員（別掲）の欄に換算人員を記入してください。なお、換算が困難な場合は、委託契約に基づく人員数等を計上してください。

常勤・非常勤の別

「常勤職員」とは、その病院の所定の全勤務時間を通じて勤務する者をいい、「非常勤職員」とは、それ以外の者（時間単位勤務、半日勤務、隔日勤務、週1日勤務等）です。委託職員は含めません。

非常勤職員及び2部門以上を兼ねる職員の計上方法

「非常勤職員」の計上は「換算人員」で計上してください。「換算人員」とは、その職員の勤務時間を当該病院の所定の実勤務時間と同一に換算した人員をいい、換算例を示すと次のとおりです。

当該病院の所定の勤務時間が1日8時間、週40時間である場合では、

- a. 毎日半日勤務の場合————— 4時間÷8時間=0.5人
- b. 隔日に1日勤務の場合————— (月・水・金3日の計24時間) ÷ 1週間の所定勤務時間40時間=0.6人
- c. 週2日で1日中勤務の場合————— 16時間÷40時間=0.4人

等のように換算のうえ計上してください。

当直（日直）専門医の常勤換算は当直・日直のそれぞれ1回を4時間とみなして換算してください。

「2部門以上の部門を兼ねている職員」、例えば、看護師等で「入院部門と外来部門」、入院部門でも「一般病棟と結核病棟」等、また、事務職員で「医事事務と一般事務」、「一般事務と薬剤部門の事務」等を兼ねている者は、それぞれ両部門又は両業務の平常の勤務時間比率によって按分した人員をそれぞれの部門又は職種等に計上してください。

例えば、所定の勤務時間が1週間40時間であった場合、

- a. 看護師で1週間のうち一般病棟（入院部門）で24時間、手術部門で4時間、外

来部門で 12 時間勤務した場合は、

一般病棟（入院部門）——— 24 時間÷40 時間=0.6 人
手術部門——— 4 時間÷40 時間=0.1 人
外来部門——— 12 時間÷40 時間=0.3 人（計 1.0 人）

b. 事務職員で 1 週間のうち一般事務で 28 時間、薬剤部門の事務的業務で 12 時間勤務した場合は、

一般事務——— 28 時間÷40 時間=0.7 人
薬剤部門の事務——— 12 時間÷40 時間=0.3 人（計 1.0 人）

c. 事務職員が 6 月中一般事務で 118 時間、医事事務で 50 時間、計 168 時間（平日 21 日×8 時間）勤務した場合は、

一般事務——— 118 時間÷168 時間=0.702≒0.7 人
医事事務——— 50 時間÷168 時間=0.298≒0.3 人（計 1.0 人）

と按分し、それぞれ部門及び職種別に計上してください。

部門及び職種区分上特に注意を要する事項

非常勤職員、あるいは 2 以上の部門又は職種を兼ねる職員については、上記換算人員又は按分した人員を計上します。このほか、部門及び職種別職員数の計上にあたっては、特に次の点に注意してください。

○医師・歯科医師

「医師・歯科医師」には病院長等管理専門医師を含む全医師を計上してください。なお、【35】6 月中（30 日間）の診療科別延医師数（入院＋外来）とは計上の方法が違う点に注意してください。

△看護師

保健師・助産師で直接看護業務に従事している者は「△看護師」に含めますが、看護師室に配置されている事務職員（看護部（師）長室、ナースステーション等を含む）は「事務部門」の「■医事事務担当職員」に計上してください。

▽看護業務補助者

看護業務補助者には、介護職員を含めて計上してください。

検査部門に専従する薬剤師

薬剤師で専ら検査部門の業務に従事している者は「薬剤部門」の薬剤師には含めないで「検査部門」の「●その他の技師」の欄に計上してください。

●その他の医療技術員（有資格者）

「その他の医療技術員」とは診療部門に属する技術を担当する者で、特掲した各部門に属さない有資格の技術員を計上してください。したがって有資格技術員と同じ業務を行っていても無資格者は含めないでください。

■医療社会事業従事者（医療ソーシャルワーカー）

ケースワーカー等、疾病の治療等の妨げとなる患者やその家族の経済的、精神的な諸問題について相談指導を担当する職員を計上してください。

■診療情報管理士（診療録管理士）

病歴室勤務の診療情報管理士で、厚生労働省国立医療・病院管理研究所（現国立保健医療科学院）、日本病院会診療情報管理士通信教育部発行の修了書または認定証の取得者を計上してください。

事務職員

事務職員は「■医事事務担当職員」及び「■一般事務担当職員」に分けて計上してください。「■医事事務担当職員」には、患者の受付、診療費計算等の事務に従事している職員はもちろん、看護師室に配置されている事務職員もここに含めることに注意してください。「■一般事務担当職員」には、上記以外の管理部門に属する一般事務職員を計上し、専らワープロ等の業務をしている人もここに計上します。

薬剤、放射線、検査、リハビリ、栄養の各部門の事務職員

薬剤、放射線、検査、リハビリ及び栄養の各部門に配置されている事務職員はそれぞれの部門の「▼その他の職員」に含めて計上してください。

なお、これらの事務職員は、一般事務担当職員と兼ねて配置されている場合が多いので、その計上に当っては前述の一般事務と薬剤部門の事務の按分例bを参考にして、按分人員を計上するよう注意してください。

▼その他の職員

「▼その他の職員」には、自動車運転手、電話交換手、ボイラー技師、電気技師、営繕、守衛、清掃（病棟清掃人を含む）、洗濯などの技能労務員を計上してください。

職種の左に付してある●▼■は【28】「6月分の給与額」の「職員数」と対応するものであって、概ね次のようになります。

- 【26】の ●の合計＝【28】の「●その他の医療技術員」
▼の合計＝【28】の「技能労務員」の「▼その他」
■の合計＝【28】の「■事務職員」

ただし、事務職員で薬剤部門の事務と一般事務を兼ねているような場合は、換算人員で算出し、前述の記入例のように薬剤部門と事務部門に分けて職員数を計上しますが、【28】6月中の給与支給対象職員数は、すべての事務部門の職員数を計上しますので、このような場合は職員数が一致しません。

【26】6月30日現在職員数と【28】6月分給与額の支給対象職員数の関連

6月分給与支給後、6月中の新規採用者などは【26】6月30日現在職員数に計上されますが、【28】6月分給与額の支給対象職員数には計上されません。また、その反対に6月分の給与の支給を受けたのち6月末までに退職した者は、【26】6月分給与支給対象職員数には計上されますが、【28】6月30日現在職員数には含まれません。したがって、このような職員の異動があった場合は【26】6月30日現在職員数と【28】6月分給与支給対象職員数は対応しない場合があります。

【27】看護部門の職員の再掲

看護部門の△看護師、□准看護師、▽看護業務補助者を常勤、非常勤別にそれぞれ病棟、外来、手術、中材、健診、訪問、その他の各部門別に計上してください。人工透析に従事している看護師は、その透析が入院部門として明確な場合は入院部門に、特別に透析部門として外来患者に対しても行っている場合は、その他に計上してください。また、看護師長等で専ら管理に従事している者は、その他の部門に計上してください。なお、2部門以上兼務している場合は、前記のように換算して按分した人数を計上してください。

【28】6月分の給与額

職種別職員数

6月分の給与支給者について対象職員数を職種及び常勤職員と非常勤職員（換算人員）に分けて計上してください。

○医師・歯科医師

医師には歯科医師を含め、すべてこの欄に計上してください。なお、ここでは病院長等管理専門医師も含みます。

△看護師

看護師には、看護業務に従事する保健師、助産師及び看護師を計上してください。

▽准看護師

看護業務に従事する准看護師を計上してください。

医療技術員 ◎薬剤師 ●その他の医療技術員

医療技術員は「◎薬剤師」と「●その他の医療技術員」に分け、医療技術業務に従事する有資格者のみを計上してください。したがって、有資格医療技術員と同じ業務を行っていても無資格者は含めないでください。また、資格を有していても業務に従事していない者は含めないでください。

「●その他の医療技術員」には、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり灸師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、義肢装具士、介護福祉士、社会福祉士、救急救命士、柔道整復師などを計上してください。職員数は概ね【26】「6月30日現在職員数」の●の合計と一致します。

■事務職員

管理部門の事務職員はもちろん、薬剤部門等の部門に配置されているすべての事務職員を計上してください。

ケースワーカーやタイピスト、診療情報管理士（診療録管理士）も事務職員に含めてください。職員数概ね【26】「6月30日現在職員数」の■の合計と一致します。

技能労務員 ▽看護業務補助者 ▼その他

技能労務員は、「▽看護業務補助者」と「▼その他」に分けて計上してください。

「▼その他」には、各種医療技術業務補助者、自動車運転手、電話交換手、ボイラー技師、電気技師、営繕、調理師、配膳人、守衛、清掃（病棟清掃人を含む）、洗濯など、すべての技能労務員を計上してください。「▼その他」の職員数はおおむね【26】「6月30日現在職員数」の▼の合計と一致します。

6月分の職種別給与額

6月分の給与額を「常勤職員」と「非常勤職員」の別に上記の職種別に計上してください。

ここに計上される給与額は、諸手当を含めた「毎月決まって支給する給与額」をいいます。したがって、病院等の給与規則、あるいは病院等の労働協約等によって、あらかじめ定められている支給条件算定方法によって支給される給与で、超過勤務手当、宿・日直手当、夜勤手当などは含めませんが、期末勤勉手当（賞与）、四半期ごと、半期ごと等臨時に支給される手当は含みません。6月は賞与支給月ですので、この点に注意してください。

【29】6月分の費用額の常勤・非常勤職員給との関連

【29】6月分の費用額の「給与費」の中の「常勤職員給」及び「非常勤職員給」は、【28】6月分の給与額の各合計とそれぞれ一致します。いいかえると、【28】の職員給与は、常勤職員及び非常勤職員ともに【29】「給与費」の「常勤職員給」「非常勤職員給」を職種別に分けたものですから両者は一致することになります。この点に注意してください。

【29】 6 月分の費用額

— 医業費用 —

— 給与費 —

6 月中の支給額を以下によって計上してください。ただし、給与改定（ベースアップ等）による給与の差額を 6 月中に支給した場合には、この差額分は除外してください。

常勤職員給

常勤職員に対する給与を計上してください。（【28】 6 月分の給与額の「常勤職員」の「職員給与」の合計を転記してください。）

給与費には、給料（本俸又はこれに準ずるもの）、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、管理職手当、役付手当、通勤手当、研究手当、住宅手当など毎月決まって支給されるものをいいます。

個人病院の院長で、税法上院長給与を費用に計上していない病院は、通常院長給与として支給される見積額を計上してください。

非常勤職員給

非常勤職員に支払った報酬・賃金等を計上してください。（【28】 6 月分の給与額の「非常勤職員」の「職員給与」の合計を転記してください。）

臨時給与（賞与等）

「臨時給与（賞与等）」は夏期・年末・期末に支給される賞与一時金を計上します。以下の計算式で算出し計上してください。

$$\left[\text{今年度本俸（基本給）} / \text{前年度本俸（基本給）} \right] \times \text{前年度賞与支給総額} \times 1/12$$

退職給与引当金繰入

実際に支給した退職金ではなく次の計算式で計算し計上してください。（例えば、引当金の制度を作っていない病院で実際に 3,000 万円を支給した場合においてもここでは a、b の方法で記入して下さい。）

- a. $(\text{「当期末における退職金の所要額」} - \text{「前期末の所要額」}) \times 1/12$
- b. 自治体病院等で、上記の計算が困難な場合は、6 月分の本給の 10% を計上してください。

法定福利費

法令に基づいて 6 月中に支払った医療保険、年金保険などの事業者負担額を計上してください。なお、労働保険（雇用保険・労災保険）については、本年度申告年額の

1/12 を計上してください。

— 材料費 —

薬品費

「薬品費」は、「投薬」「注射」「その他」の薬品の別に、6 月中の消費額（購入額でないことに注意）を計上してください。

この薬品消費額の計上は、次の方法があります。各病院の実情によって、どちらかの方法で計上してください。

- a. 期首棚卸額（5 月 31 日）＋倉庫払出総額（6 月中）－期末棚卸残高（6 月 30 日）
＝6 月中実消費額
- b. 6 月中の倉庫払出総額を実消費額とみる。

診療材料費

レントゲンフィルム、歯科用材料、酸素、ギプス粉、包帯、ガーゼ、脱脂綿、縫合糸、氷などの診療用材料として直接消費されるもの、注射針、注射筒、ゴム管、薬びん、試験管、シャーレ、体温計、氷枕など 1 年以内に消費する診療用具及び半減期が 1 年以内の放射性同位元素の費用をいい、これらの 6 月中の消費額（各部門への払出額）を計上してください。

なお、一定期間継続して使用できる注射筒、ゴム管等は、6 月中に使用を開始したものの金額を計上してください。

食事材料費

患者の食事のために消費した 6 月中の消費額（原価）を上記に準じて計上してください。

職員及び看護師等養成施設の生徒など、患者以外の食事材料を包括経理している場合はこれを分離し、分離が困難な場合は、「食数」等によって按分してください。

看護師養成施設の生徒分は「医業外費用」中の「看護師・准看護師養成費」に、職員分は「その他の医業外費用」に計上してください。

なお、患者食事を委託している場合はここに材料費を計上しないで、委託費の再掲の「患者食事」に委託費を計上してください。

医療消耗備品費

聴診器、血圧計、鉗子類、患者用枕、シーツなどの診療用具、及び食缶、鍋などの用具で、減価償却を必要としないもの（10 万円未満）のうち、1 年を超えて使用できるものの費用で、6 月中に使用を開始したものの金額を計上してください。

— 経 費 —

6 月中の発生額を費用の名目別に以下により計上してください。

福利厚生費

従事職員及びその家族に対する法定外福利費で、診療・健康診断・予防接種などを行った場合の減免額、院内保育所に要した経費、各種のレクリエーション・文化活動などに要した費用、食堂・売店などを利用する場合における事業主負担額、慶弔禍福に際し一定の基準により支給される金品、記念日に供与される飲食・金品代などに要した費用の6月中の費用を計上してください。

消耗品費

事務用、管理用として使用し、1年以内に消耗するもので、6月中の消費額を計上してください。

消耗備品費

事務用、管理用の用具などであって、単価10万円未満で、1年を超えて使用できるもので、6月中に使用を開始したものの金額を計上してください。

光熱水費（燃料費を含む）

「光熱水費」は、電気料、ガス料、水道料等の消費金額を、「燃料費」は、重油、ガソリン、プロパンガス等の消費金額を次の式によって計算し、その合計額を計上してください。

$$〔計算式〕 = \text{平成15年度間の消費量} \times \text{平成16年6月の単価} \times 1/12$$

修繕費

6月中に行った建物、器機備品等の修繕に要した金額を計上してください。ただし、建物、設備・器機等の価値が増加したり耐用年数が増加するような改良、拡張等の支出は修繕の範囲を超えるので、このような費用は含めないでください。

賃借料

「土地・建物」の賃借料、「設備・器機」の使用料などの平成16年度支払予定額の1/12を計上してください。

委託費

「委託費」は、病院以外の業者に業務を委託し、その対価の6月分支払額を「患者食事」「滅菌」「保守点検（医療機器）」「清掃」「感染性廃棄物処理」「検査」「医療事務」「管理委託」「物品管理（SPD）」「診療録管理」「寝具類洗濯」「病衣洗濯」「歯科技工」「その他」に分けて計上してください。6月分の計上が難しい場合は、年間契約額の1/12を計上してください。

- (1) 「患者食事」は、患者への食事業務を委託しこれに要した費用です。
- (2) 「滅菌」は、滅菌業務を委託しこれに要した費用です。
- (3) 「保守点検（医療機器）」は、保守点検（医療機器）業務を委託しこれに要し

た費用です。

- (4) 「清掃」は、清掃業務を委託しこれに要した費用です。
- (5) 「感染性廃棄物処理」は、感染性廃棄物処理を委託しこれに要した費用です。
- (6) 「検査」は、検査業務を委託しこれに要した費用です。
- (7) 「医療事務」は、医療事務を委託しこれに要した費用です。
- (8) 「管理委託」は、病院の経営・運営を開設者と異なる団体・法人等に委託している場合の費用です。
- (9) 「物品管理 (SPD)」は、薬剤、診療材料などの物品を一元的に管理・搬送するシステムを導入し、これを委託している場合の費用です。
- (10) 「診療録管理」は、診療録管理を委託しこれに要した費用です。
- (11) 「寝具類洗濯」は病衣を除く寝具類の洗濯・賃貸を委託し、これに要した費用です。職員被服の洗濯を寝具類の洗濯と包括している場合と洗濯のみを外注した場合もここに含めて計上してください。
- (12) 「病衣洗濯」は、病衣に係る洗濯・賃貸を委託しこれに要した費用です。
- (13) 「歯科技工」は、歯科技工業務を委託しこれに要した費用です。
- (14) 「その他」は (1) ~ (13) 以外の委託業務に要した費用です。

◆租税公課

ここに計上される「租税公課」は、病院経営費用とみなされるもので、事業税、固定資産税、自動車税、登録税、不動産取得税など税法上損金に算入されるものをいい、これらの平成 16 年度に支払うべき額の 1/12 を計上してください。したがって、法人税、所得税及び住民税など病院経営費用でないものは含めないように注意してください。

◆保険料

平成 16 年度に支払うべき額の 1/12 を、「医師賠償責任保険 (病院賠償責任保険)」と、「その他の保険料 (火災保険、自動車損害賠償責任保険等)」に分けて計上してください。

その他の経費

「その他の経費」には、前記の「福利厚生費」～「保険料」以外の費用で、交際費、諸会費、広告費などを計上してください。

◆減価償却費

建物・構築物・器機備品・車輛・放射性同位元素等の減価償却費を平成 16 年 3 月 31 日現在の資産総額に基づいて算定される総額の 1/12 を計上してください。

※資産減耗損

棚卸減耗損、固定資産売却損の平成 15 年度実績の 1/12 を計上してください。固定資産売却損が減価償却費の額を超える損金がある場合は、超える部分を控除して計上してください。

◆研究・研修費

平成 16 年度 1 カ年間の予定支払額（平成 16 年度予算額等）の 1/12 を「図書費」と「その他」分けて計上してください。「研究・研修費」には、研究材料、研究・研修のために招へいた講師に対する謝礼、研究・研修用図書購入（定期刊行物を含む）、学会・講習会等への出席旅費又は補助金、研究・研修のための印刷費・消耗品費、研究会費などの費用が含まれます。

◆本部費分担金・役員報酬

本部費分担金は病院統括機関（本部）が設置されている経営主体で、これの運営のために病院会計より分担金として支出すべき金額又は決算上割当てを受けるべき金額で、平成 16 年度分担金の 1/12 と役員報酬の平成 16 年度 1 カ年間の支払予定額の 1/12 額との合計を計上してください。

— 医業外費用 —

◆支払利息

病院事業にかかる長期・短期の借入金利息の平成 16 年 6 月時点における平成 16 年度 1 カ年間の支払予定額の 1/12 を計上してください。

診療費割引

6 月中に提供した医療サービスについて、無料又は割引料金で診療を行った場合の割引額を計上してください。

社会福祉法人立・公益法人立の病院で、社会事業部門又は作業療法部門の費用を診療費割引勘定に計上している場合もここに計上してください。

看護師・准看護師養成費

看護師養成事業の運営に要する費用で、病院会計から支出すべき 6 月分の費用額を計上してください。

その他の医業外費用

従事職員（看護師養成施設の生徒分は看護師・准看護師養成費に計上する。）などのために消費した 6 月中の食事材料の合計額等を計上します。

— 特別損失 —

※特別損失

固定資産売却損、追徴法人税等前記科目以外の過年度損益の修正となる費用で、平成 15 年度実績の 1/12 を計上してください。

— 費用合計 —

費用の各科目の審査及び検算

費用各科目の計上単位、計上誤りがないかをチェックしたうえで「費用合計」を算出計上し、さらに再検算してください。

— 法人税・住民税（別掲） —

※法人税・住民税（別掲）

法人税・住民税の平成 15 年度支払額の 1/12 を計上してください。職員の住民税ではありません。

— 納付消費税（別掲） —

- (1) 平成 16 年度の消費税は、平成 17 年 5 月末日までに申告納付することとなりますが、その見込額の 1/12 を記入するか又は 6 月分の実績により計算した額を記入してください。6 月分で計算した場合は「6 月分実績」と（ ）内に記入してください。
- (2) なお、税額の計算は原則として平成 16 年度の課税対象医療（差額ベッド、人間ドック、健康診断、予防接種等）を実施したことにより得た消費税から、課税対象医療について支出した費用に含まれている消費税を控除して算出することとなりますが、前々年度、即ち、平成 14 年度の年間課税対象医療の収入合計額が 2 億円以下の場合には簡易課税方式（納付税額＝年間課税対象医療の収入合計額（税抜き）×2.5%）により税額を計算することが可能です。この方式により見込額を算出してその去の額を記入されている場合は「簡易課税方式」と（ ）内に記入してください。そして、この計算が 6 月分の実績により行われている場合は「簡易課税方式・6 月分」と（ ）内に記入してください。
- (3) 年間課税対象医療の収入合計額（税抜き）が 3,000 万円未満の場合等納付税額がない場合は「－」を記入してください。

【30】6 月 30 日現在の平成 16 年度ベースアップ実施の状況

平成 16 年度のベースアップを、6 月 30 日現在すでに実施している場合は「1」に、未だ実施していない、あるいは実施の予定がない場合は「2」に○を付けてください。ベースアップ率は決定しているが、6 月分給与にアップ分の支給が行われていない場合は「2」となることに注意してください。

【31】 6 月分の収益額

「医業収益」の各科目は、6 月中に提供した「医療サービス」「介護サービス」の対価としての収益額を計上します。

生活保護法または結核予防法等で承認決定がおくれ、未請求収益となっている場合でも、6 月中に診療等をしたものはすべて収益に計上してください。

一 医業収益一

入院収入

1. 医 療

入院患者の医療に係る収入額を計上してください。（【37】6 月中の入院診療収入額の合計を転記してください。【37】6 月中の入院診療収入額の記入が困難な場合は、直接計上してください。）

2. 介 護

介護保険の施設サービスに係る収入（短期入所療養介護を含む）で、国保連合会等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計を記入してください。ただし、6 月中の介護保険の施設サービス分についての金額（未収金を含む）の総額です。

特別の療養環境（室料差額）収入

1. 医 療

入院患者の医療に係る特別室の特別徴収料金（差額室料）の 6 月分の合計額を計上してください。

2. 介 護

介護保険の施設サービスに係る収入（短期入所療養介護を含む）で、特別室の特別料金額を計上してください。

外来収入

1. 医 療

外来（在宅医療も含む）患者の医療に関わる収入額を計上してください。（【39】6 月中の外来診療収入額の合計を転記してください。【39】6 月中の外来診療収入額の記入が困難な場合は、直接計上してください。）

2. 介 護

介護保険の居宅サービスに係る収入（短期入所療養介護を除く）で国保連合会等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。いずれも 6 月中の介護保険の居宅サービス分についての金額（未収分を含む）の総額を計上してください。

公衆衛生活動収入

1. 医 療

各種の集団健康診断、予防接種などの公衆衛生活動に関わる保健予防活動収入額を計上してください。

2. 介 護

介護保険の各種の健康診断、予防接種などの健康管理収入に関わる収入を計上してください。

医療相談収入

人間ドックなど個別的な健康診断に関わる収入額を計上してください。

人間ドック収入については、1日ドック（半日ドックを含む）、1泊2日ドック、2泊3日ドックの別に収入額を再掲してください。

その他の医業収入

※査定減

1. 医 療

査定減については、平成 15 年度の 1/12 をマイナス計上してください。

2. 介 護

査定減については、介護保険にかかる平成 15 年度の 1/12 をマイナス計上してください。

その他

1. 医 療

他の病院又は診療所から委託された検査収入や画像診断収入等、医療設備や機器等を他の医療機関に利用させた場合の収入額や消毒料、洗濯料、乗物使用料等の前記に属さない収入額を計上してください。

2. 介 護

介護保険の通常実施地域を超える送迎収入（短期療養介護、通所介護、通所リハビリテーション）、その他の収入（文書料など前記の科目に属さない介護事業収入）を計上してください。

— 医業外収益 —

※受取利息配当金

預貯金の利息、出資金に対する配当金などをいい、平成 15 年度実績の 1/12 を計上してください。

※看護学校収入

看護師養成事業の運営により病院会計に収入として入る金額の平成 15 年度実績の 1/12 を計上してください。看護師生徒の食事収入などはここに計上しますが、計上が困難な場合は人数で按分するなどして計上してください。

※その他の医業外収入（他会計負担金・補助金等収入を除く）

従事職員の食事収入や、不動産、有価証券売却益、不用品売却益等、前記の科目に属さない平成 15 年度中の収入の 1/12 を計上してください。

費用勘定に対する国・地方公共団体からの補助金、負担金及び交付金等の「補助金等収入」は、この調査では医業外収益から除外し、「他会計負担金・補助金等収入（別掲）」に計上しますので注意してください。

— 特別利益 —

※特別利益

固定資産売却益（帳簿価を超える差額）、法人税還付等前記科目以外の過年度損益の修正となる収益の平成 15 年度実績の 1/12 を計上してください。なお、退職給与引当金等の戻入は計上しないでください。

自治体病院にあっては、地方公営企業法 17 条の 2 第 1 項の経費はここには計上せず、「※他会計負担金・補助金等収入（別掲）」欄に計上してください。

— 収益合計 —

収益の各科目の審査及び検算

収益各科目の計上単位、計上誤りがないかをチェックしたうえで「収益合計」を算出計上し、さらに再検算してください。

— 他会計負担金等 —

※他会計負担金・補助金等収入（別掲）

費用勘定に対する国・地方公共団体からの補助金、負担金及びその他の病院会計への繰入金について、平成15年度実績の1/12を計上してください。

【32】 6 月中の検査・画像診断・処方せん・食事・手術の収入額・件数等

(1) 6 月中の検査件数・収入額

「検査件数」は 6 月中に検査室で行った検査の件数を、点数表の単位によって計上してください。したがって、多項目を包括して点数が定められている場合は、点数の計算単位を 1 件とします。

ここでは人間ドック・集団検診や受託分は含めませんが、検査部門以外の診療部門で行った検査、RI 検査、外部委託検査は含めません。なお、外部委託分については別掲として計上してください。

「検査収入額」は、上記の検査件数に対応する検査収入額の総額（千円単位）を計上してください。この場合、検査に使用した薬剤にかかる収入も含めてください。

(2) 6 月中の画像診断（RI を含む）部門の患者数・収入額

6 月中の入院・外来の総数を計上してください。撮影・治療のみの患者も含め、健康診断も患者 1 人として計上してください。

6 月中の画像診断収入額（千円単位）は特殊薬品及びフィルムを含めた総額を計上してください。

なお、画像診断収入額には、人間ドック等の患者外分及び受託分も含めてください。

(3) 6 月中の処方せん枚数・調剤件数・薬剤管理指導延回数

「処方せん枚数」は院内・院外（処方せん料の算定対象分）に区分して計上してください。

「調剤件数」は、「処方せん」に書かれている調剤の件数の合計を計上してください。

「薬剤管理指導延回数」は、薬剤師が医師の同意を得て薬剤管理指導記録に基づき直接服薬指導を行った延回数（件数）を記入してください。

(4) 入院時食事療養費

該当する入院食事療養費を選んで数字に○を付けてください。

(5) 6 月中の患者延食事数

6 月中の延食事数（延食事日数を計上する病院が多いので注意してください。）を計上してください。延食事数は延食事日数のおよそ 3 倍になります。患者食事を一般食と特別食に分けて計上してください。また、選択メニューによる食事、特別メニューの食事を行っている病院では 6 月 1 カ月間の食事の延提供数を計上してください。ただし、食事を外部に委託している場合は記入しないでください。

選択メニューによる食事

選択メニューによる食事とは毎日又は予め定められた日に1日のうち2食以上の食事の主菜等について患者が選択できる複数のメニューによる食事を提供しようというものです。

特別メニューの食事

入院患者に提供される食事に関して多様なニーズがあることに対して、患者から特別に料金の支払いを受ける特別メニューの食事を提供しようというものです。

(6) 6月中の手術件数

6月中に手術室で行った手術の件数を、全身麻酔とそれ以外に分けて計上します。処置室で行った手術は含みません。他施設からの受託分の手術室で行った手術も含めてください。

【33】有形固定資産額（平成15年度末現在）（償却後の資産額）

この調査で有形固定資産とは、1単位（1個、1セット、あるいは1台など）の取得価格が10万円以上であって、耐用年数が1年以上のものをいいます。

ただし、取得価格が10万円未満であっても、初度調弁のものは含めてください。

この有形固定資産について、調査票上の区分により、平成15年度末現在の年度決算による「固定資産明細書」等から償却後の資産額を「千円単位（端数は四捨五入）」で計上し、合計を算出してください。

【34】施設の面積・駐車場台数・建物延面積

「敷地の面積」は、病院事業に使用する敷地の面積をいい、病院所有のもの、借地であるものを問わず記入してください。（職員宿舎、看護師宿舎等の敷地は含まれますが、看護師養成施設等の敷地は含まれません。）

なお、個人立病院であって、病院事業分と家計分の区分が行われていないものについては、病院用と家庭用の建物面積によって按分し、病院分のみを記入してください。

また、敷地内に患者用・職員用の駐車場がある場合には、その面積を再掲するとともに、駐車可能台数を、患者用、職員用に分けて計上してください。

「建物の延面積」は、次ページの表の区分により記入してください。各部門間をつなぐ渡り廊下は、主な部門に含めてください。

建物の延面積の分類表

病棟部門	病室		一般病室のほかICU・CCU等を含む。
	看護諸室等		病室以外のすべての部屋。
	通路部分等		廊下・階段・エレベーター等のほかダクトや配管スペースを含む。
外来部門	一般外来部		各科診療室のほか、待合室・外来部事務室を含む。
	救急部		
中央診療部門	検査部	臨床病理	主として検体（物）を扱う部門。
		生理機能	主として患者（人）を扱う部門。
	放射線部	X線診断	
		放射線治療	コバルト・リニアック・ベータトロン等による遠隔照射治療部門。
		核医学	RIを使用する診断・治療部門、病室を含まない。
	手術部		回復室を含む。
	分娩部		新生児室・未熟児室は含まない。これらは病室とする。
	薬局		外来患者のための調剤待スペースを含む。
	リハビリテーション部		物療部と呼ぶべき程度のものを含む。
	中央材料室		手術部専用の滅菌室は含まない。これは手術部に入れる。
特殊治療室		高圧酸素室・人工透析室等を含む。	
管理・サービス部門	管理部門		管理関係の諸室のほか、医局・図書室・会議室・記録保存室等を含み、また電話交換室・守衛室・宿直室等を含む。
	厨房		食事関係者の休憩・当直等のスペースを含む。
	食堂・喫茶室		付属の調理室や配膳室を含む。
	機械室		ボイラー室・電気室、空調機械室等のほか、水そう室・焼却炉室等。
	洗濯室		寝具消毒室を含む。
	その他		看護師更衣室・ハウスキーパー室・売店・理髪・中央倉庫等。

【35】6月中（30日間）の診療科別延医師数（入院+外来）

6月1カ月間における診療に従事する、「入院」及び「外来」を合わせた「非常勤」も含む延医師数（歯科医師を含む）を診療科別に計上してください。ただし、ここでは管理専門の病院長等を除いて計上してください。

この調査票に記載してある診療科以外を設置している病院では、その診療科の「元科」に含めてください。総合診療科等の各診療科にまたがる診療科を設置している場合は、最下段の「上記以外の科」に計上してください。

延医師数の計上方法

この調査で6月中の延医師数は、入院・外来を含めた全医師の土・日曜等の全体日を含む30日分の延医師数を計上してください。

ただし、病気等で6月中の全日を長期欠勤している者は延医師数から除外しますが、1カ月以上の長期欠勤者でも6月中に勤務した日がある場合は、公休日も含めた日数分を計上してください。

例えば、5月7日（金曜）から6月9日（水曜）まで病気欠勤し、6月10日から出勤した医師は、12日・13日・19日・20日・26日・27日の土・日曜も含む21日分を計上してください。

「常勤」・「非常勤」の別及び「非常勤」医師の計上方法

「常勤」医師、「非常勤」医師の定義及び「非常勤」医師の計上方法については、前述の「【26】6月30日現在職員数」の項を参照してください。なお、「延医師数」は「換算人員」で計上することに注意してください。

2以上の診療科を兼ねる医師の計上方法

「常勤」、「非常勤」にかかわらず2以上の診療科を兼ねる延医師数の計上は、当該医師のそれぞれの診療科における平常の勤務実態による実勤務時間比率によって按分してください。

例えば、「内科」と「小児科」を兼ねている医師で、平常の勤務時間が「内科5時間」、「小児科3時間」で、その病院の所定の勤務時間が8時間であった場合の、1日の按分人員は、

内 科—— 5時間÷8時間≒0.6人 小児科—— 3時間÷8時間≒0.4人

です。この計算に準じ6月1カ月の延人員を「内科18.0人」、「小児科12.0人」と計上してください。

病院長等で管理と診療を兼ねている者は、前例に準じて換算し、診療部分のみを換算人員で該当診療科に計上してください。

【36】6月中の入院延患者数

入院延患者数

6月中の「在院延患者数」と「退院患者数」の合計を診療科別に計上してください。ただし、人間ドック受診者は患者数に含めないでください。

なお、同一患者が2以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は、それぞれの診療科に計上してください。したがって、ある診療科の在院患者が他の診療科で診療を受け、その診療科でも診療録が作成された場合には、その診療科の患者にも計上してください。

放射線科及び麻酔科には、他の診療科に属さない患者数（及び診療収入額）を計上し、他の診療科に属する患者分はそれぞれの所属の診療科に計上してください。

患者数に計上がある診療科は、その診療科の医師数を計上することに注意してください。

【37】6月中の入院診療収入額

「入院診療収入額」は社会保険診療報酬請求明細書等を分類して、6月1カ月間の上記の入院患者に対応する「入院診療収入額」を診療科別及び診療行為別に千円単位で計上してください。

入院収入に計上がある診療科は、その診療科の医師数および患者数を計上することに注意してください。

入院料等（入院基本料・入院基本料加算・特定入院料・その他）

各種入院基本料、入院基本料加算、特定入院料を計上してください。入院の初診料、短期滞在手術基本料2は「入院料等」の「その他」に計上してください。なお、短期滞在手術基本料1は外来の「その他」へ計上してください。

入院時食事療養費

特別食加算、選択メニュー加算などの加算も含めて計上してください。

指導管理等

指導管理料を計上してください。手術前医学管理料、手術後医学管理料、薬剤管理指導料等はここに計上してください。

検査料

「検査料」には、検査に薬剤を使用した場合の金額も計上してください。ただし、RI検査は、「画像診断料」に計上してください。

画像診断料

「画像診断料」には、消費した特殊薬品及びフィルムの原価も含めたものを計上してください。

投薬料

「投薬料」には、薬剤料、処方料、調剤料、麻薬・毒薬加算も含めて計上します。処方せん料は外来に「院外処方せん料」の欄がありますのでそこに計上してください。

注射料

「注射料」には、薬剤料、注射料及び各種加算並びに特定器材購入価格も含めて計上してください。また、リンゲル・ロック液、生理食塩水等の注射、輸血（保存血を含む）及び特殊注射等を含めたものも計上してください。

リハビリテーション料

「リハビリテーション料」には、加算、理学療法に伴う薬剤料も含めて計上してください。

手術料（手術室で行ったもの）

麻酔料、ギプス料を含めた手術室で行った手術の総収入額（手術に伴う薬剤料、特定治療材料等を含む）を計上してください。

手術・処置料（手術室以外で行ったもの）

手術室以外で行った手術に対する総収入額を麻酔料（麻酔に伴う薬材料を含む）及びギプス料（特定治療材料を含む）と、各種処置に対する処置料（処置に伴う薬剤料を含む）を合わせた収入額を計上してください。なお、「手術料（手術室で行ったもの）」と「手術・処置料（手術室以外で行ったもの）」とは必ず分離計上してください。

放射線治療料

放射線治療料を計上してください。

人工透析

人工腎臓は処置料に含めず、「人工透析」に計上してください。

その他

「その他の収入」には入院患者にかかる、精神科専門療法料、正常分娩料、哺育料、悪露交換料、歯科の充てん、インレー、補てつ、補てつの差額収入（室料差額は計上しない）、結核予防法による公費負担申請のための手数料、その他診断書、証明書等に関する文書料収入を計上してください。

合 計

各診療行為の診療収入額が診療科別に計上されたらならば、縦、横の「合計」を算出してください。入院診療収入額の合計は【31】6月分の収益額の「入院収入」の「医療」に転記してください。

【38】6月中の外来延患者数

外来延患者数

「外来延患者数」とは、外来患者（新来患者＋再来患者）のほか往診患者も含めた6月1カ月間の合計患者数を計上します。ただし、人間ドック受診者は患者数に含めないでください。

なお、同一患者が2以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は、それぞれの診療科に計上してください。したがって、ある診療科の外来患者が他の診療科で診療を受け、その診療科でも診療録が作成された場合には、その診療科の患者にも計上してください。

放射線科及び麻酔科には、他の診療科に属さない患者数（及び診療収入額）を計上し、他の診療科に属する患者分はそれぞれの所属の診療科に計上してください。

【39】6月中の外来診療収入額

「外来診療収入額」は社会保険診療報酬請求明細書等を分類して、6月1カ月間の上記の外来患者に対応する「外来診療収入額」を診療科別及び診療行為別に千円単位で計上してください。

外来収入に計上がある診療科は、その診療科の患者数と、調査票15【35】6月中（30日間）の診療科別延医師数に医師数を計上することに注意してください。

初診料

「初診料」には、初診にかかる小児加算、時間外、休日・深夜加算及び初診にかかる特定療養費も含めたものを計上してください。ただし、入院にかかる初診料は入院の「入院料等」の「その他」に計上してください。

再診料（外来診療料）

「再診料」には、上記の初診料と同じく加算及び再診にかかる特定療養費も含めて計上してください。また、200床以上の病院が算定する外来診療料はここに計上してください。

指導管理等

指導管理料を計上してください。小児科外来診療料、生活習慣病指導管理料等はここに計上してください。

在宅医療料

「在宅医療料」には、往診料、在宅患者訪問看護・指導料のほか、在宅医療に係る全てのものを計上してください。

検査料

「検査料」には、検査に薬剤を使用した場合の金額も計上してください。ただし、RI検査は、「画像診断料」に計上してください。

画像診断料

「画像診断料」には、消費した特殊薬品及びフィルムの原価も含めたものを計上してください。

投薬料

「投薬料」には、薬剤料、処方料、調剤料、麻薬・毒薬加算も含めて計上しますが、処方せん料は含めないでください。処方せん料は「院外処方せん料」の欄に計上してください。

注射料

「注射料」には、薬剤料、注射料及び各種加算並びに特定器材購入価格も含めて計上してください。また、リンゲル・ロック液、生理食塩水等の注射、輸血（保存血を含む）及び特殊注射等も含めたものも計上してください。

リハビリテーション料

「リハビリテーション料」には、加算、理学療法に伴う薬剤料も含めて計上してください。

手術・処置料

外来患者に対して行った手術料・処置料（手術に伴う薬剤料、特定治療材料等及び処置に伴う薬剤料をも含む）を計上してください。

放射線治療料

放射線治療料を計上してください。

人工透析

人工腎臓は処置料に含めず、「人工透析」に計上してください。

院外処方せん料

院外処方せんを発行している場合は、投薬料に含めず、「院外処方せん料」に計上してください。

その他

「その他の収入」には外来患者にかかる精神科専門療法料、正常分娩料、哺育料、悪露交換料、歯科の充てん、インレー、補てつ、補てつの差額収入（室料差額は計上しない）、結核予防法による公費負担申請のための手数料、その他診断書、証明書等に関する文書料収入を計上してください。

合 計

各診療行為の診療収入額が診療科別に計上されたらならば、縦、横の「合計」を算出してください。外来診療収入額の合計は、【31】6月分の収益額の「外来収入」の「医療」へ転記してください。

【40】6月中の外来の院外処方せん発行状況

院外処方せんを発行しているか否かについて、該当する一方を選んで数字に○を付けてください。また、院外処方せんを発行している場合は、発行率を記入してください。

ただし、診療科がない場合は○を付けないでください。

院外処方せんの発行率は以下の式で算出してください。

$$\text{院外処方せん発行率} = \frac{\text{院外処方せん発行枚数}}{\text{外来の院内処方せん発行枚数} + \text{院外処方せん発行枚数}} \times 100$$